

1 県有林計画の沿革

第1章 県有林計画の沿革

第1 県有林の成立

本県の山林原野は、地域住民の生活・生業用資材を採取する場として、県民の暮らしに大きな役割を果たしてきましたが、明治時代に入ると、地租改正と土地官民有区分を機に、「官民有区分未定地」、「官有地」、「官林」、「御料地」と目まぐるしく変化していきます。こうした変遷をたどる中、明治末期になると、本県において相次いで大水害が発生し、県民は大変苦しい生活を余儀なくされることとなります。この窮状を知った明治天皇は、1911（明治44）年3月11日、見込面積16万4千haに及ぶ入会御料地を御下賜されました。

県は、恩賜県有財産模範林として、御下賜の主旨に沿って「県土保全」と「林業経営」を両立した管理経営を行うこととし、1912（明治45）年3月には「山梨県恩賜県有財産管理規則」を定めました。当時の精神は、幾度かの改正を経てなお、今日の「山梨県恩賜県有財産管理条例」に引き継がれています。

第2 県有林計画の沿革

1 施業案の編成及び検訂期【1914（大正3）年度～1956（昭和31）年度】

御下賜当初の県有林は、「恩賜県有財産施業規程」（訓令乙第159号）及び「同施業案編成手続」に基づき、施業案が編成され、経営が行われてきました。

最初の施業案は、1914（大正3）年から1918（大正7）年にかけて従来の入会関係の異なる地域ごとに、すなわち現在の施業区ごとに編成されました。

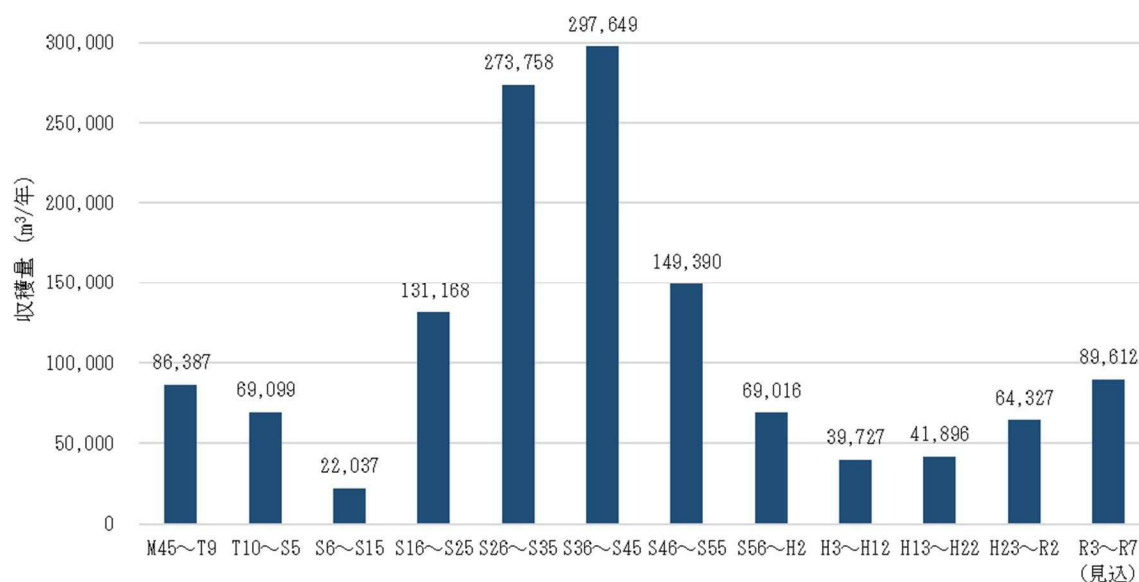
施業案は、1施業期を10年とし、10年ごとに検訂が繰り返されました。しかし、施業区の数が190個と多く、取扱いが煩雑になったことから、11の事業区に分けて経営が行われました。

一方、昭和30年代に入ると、高度経済成長に伴う木材需要は、年々増加の一途をたどり、県有林についても木材供給量の増大が求められました。

2 臨時植伐計画の編成期【1957（昭和 32）年度～1961（昭和 36）年度】

高度経済成長期を迎えると、木材需要の高まりから、施業案に基づく保続を主体とした択伐施業では時代の要請に応えることが困難となりました。天然林から生産力の高い人工林へ転換を図るため、1957（昭和 32）年に「臨時植伐計画」を策定し、拡大造林を積極的に推進することで、生産力と蓄積の増大を目指しました。臨時植伐計画は、高度経済成長期という時代の流れに即した計画であり、県内木材需要を満たすとともに県内産業の振興や当時の県財政にも大きく貢献するものでした。

図 1-1 平均年間収穫量の推移



3 段階的編成期【1962（昭和 37）年度～1975（昭和 50）年度】

生産力の高い森林資源の造成を図るためには、施業案では律しきれない部分が生じ、森林・林業についての長期的、総合的な見通しに基づく新たな計画制度により調整を図る必要に迫られてきました。

そこで、1962（昭和 37）年に「県有林野経営規程」を制定し、県下を 5 経営計画区（6 事業区）に分け、これを経営計画の基本単位としました。また、施業方法の基準単位となる作業団を設けるとともに、保続計算に基づき標準伐採量を決定するなど、近代的な経営計画編成の第一歩を踏み出しました。

4 経営計画編成期【1976（昭和 51）年度～2005（平成 17）年度】

自然保護思想の高まりや保健休養的な利用など、森林に対する社会的要請の多様化、高度化に対応するため、1973（昭和 48）年に「県有林野の新たな土地利用区分」を策定し、木材の安定的供給を図るための林業経営地帯に加え、林地保全地帯、風致保存地帯、保健休養地帯を設けることで、公益的機能の発揮が期待される森林の維持造成のための森林の取扱方法を定めました。

これに並行して、県有林の公益的機能を確保しつつ、地域社会の振興を図ることを目的に、「山梨県恩賜県有財産土地利用条例」を制定し、土地利用に伴う地元保護団体への交付金に関する規定を設けました。

計画制度についても、従来、経営計画区ごとに行っていた編成から、県有林全体を一元的に把握し、県有林の統一的、長期的な管理経営を図るため、1976（昭和 51）年以降、全県を一つの計画対象地域とした経営計画に切り替えが行われました。

5 管理計画編成期【2006（平成 18）年度～】

2006（平成 18）年度を始期とする計画は、森林の公益的機能の高度発揮に対する県民や社会の期待、要請に対応していることをより分かりやすく伝えるため、計画名称を「経営計画」から「県有林管理計画」に変更しました。

また、2011（平成 23）年度を始期とする第 2 次管理計画では、恩賜林御下賜 100 周年を迎えた県有林が 100 年後の姿を形づくるスタートの 10 年間として、木材の持続的な生産に適した森林である「経済林」の絞り込みを行うとともに、人工林を針広混交林などに誘導する「公益移行林」を設定し、公益的機能をより高めていく森林整備を推進することとしました。

表 1-1-1 県有林経営・管理計画の変遷

計画期間	第 1 次経営計画 (S51.4.1~S61.3.31)	第 2 次経営計画 (S56.4.1~H3.3.31)	第 3 次経営計画 (S61.4.1~H8.3.31)	第 4 次経営計画 (H3.4.1~H13.3.31)		
基本方針	公益機能の充実	森林資源の整備促進	森林資源の多角的整備の促進 ア 高品質材生産の推進 イ 広葉樹林の維持造成	公益的機能の発揮(守る) ア 自然環境の保全 イ 林地の保全 ウ 試験林、実験林、学術参考林		
	木材の持続的・安定的供給	高生産施業の推進	森林の公益的機能の拡充 ア 林地の保全 イ 自然環境の保全 ウ 保健休養的利用	森林資源の多角的整備の推進(育てる) ア 高品質材生産の推進 イ 多様な施業方法 ウ 林道網の整備の推進		
		施業改善の推進	林道網の整備の推進	森林とのふれあいの場の整備(楽しむ)		
		森林公益的機能の充実				
計画指定量	伐採指定量	1,313千m ³ (内製品73千m ³)	1,100千m ³ (内製品135千m ³)	580千m ³ (内間伐31千m ³)	380千m ³ (内間伐24千m ³)	
	更新指定量 (一般林)	新植	8,721ha	6,285ha	3,213ha	1,362ha
		改植	261ha	536ha	379ha	221ha
		複層林	—	—	—	1,387ha
		その他	594ha	698ha	118ha	212ha
計	9,576ha	7,519ha	3,710ha	3,182ha		
地帯区分	公益林	73千ha	72千ha	70千ha	75千ha	
	経済林	68千ha	70千ha	70千ha	66千ha	
	その他	15千ha	14千ha	16千ha	16千ha	
	計	156千ha	156千ha	156千ha	157千ha	
重点計画事項	積極的な林種転換による優良人工林の造成	特殊用材林作業団の設定	高品質材生産林の拡充	公益林の拡充		
	合理的な天然林施業による林相改良	県営林道整備計画の樹立	択伐用材林の設定	実験林、学術参考林等の追加指定		
	林道網の拡充	学術参考林・見本林の設定	試験林、実験林及び研修林の設定	水源保全林の設定		
		保健休養地帯の見直し	保健休養地帯の見直し	高品質材生産林の拡充		
		県有林野境界管理の確立	県営林道網整備の促進	複層林、育成天然林施業及び広葉樹造林の積極的な導入		
		電算・森林計画システムの開発と小班の固定化	間伐の促進	間伐計画の見直し		
		間伐実行方針		県営林道網の促進		
				保健休養地帯の見直し		
			県有林の景観整備			

計画期間	第5次経営計画 (H8.4.1～H18.3.31)	第6次経営計画 (H13.4.1～H23.3.31)	第1次管理計画 (H18.4.1～H28.3.31)	第2次管理計画 (H23.4.1～R3.3.31)		
基本方針	持続可能な森林経営の推進 ～公益的機能の拡充と健全な森林生態系の維持	持続可能な森林経営の推進 ～次世代に豊かな森林資源を引き継ぐため、環境保全に配慮した森林管理を行う	多様な森林機能の維持増進 ～県民の期待に応える森林管理の推進～	多様な森林機能の充実強化 ～それぞれの森林の持つ機能に応じた森づくりの推進と魅力の発信～		
	森林文化の新たな展開 ～人と自然が共生する県有林の整備	循環型社会の構築への寄与 ～適切な施業を通じて木材を永続的に生産し、資源の循環利用を図る	持続可能な森林経営の推進 ～木材の持続的生産と経営の効率化～	持続可能な森林経営の推進 ～木材の持続的生産と経営の効率化～		
		(森林整備推進方向区分の設定)				
計画指定量	伐採指定量	380千m ³ (内間伐23千m ³)	420千m ³ (内間伐90千m ³)	455千m ³ (内間伐150千m ³)	550千m ³ (内間伐185千m ³)	
	更新指定量 (一般林)	新植	993ha	703ha	553ha	751ha
		改植	321ha	67ha	30ha	23ha
		複層林	1,303ha	549ha	118ha	672ha
		その他	157ha	89ha	59ha	65ha
計	2,774ha	1,408ha	760ha	1,510ha		
地帯区分	公益林	81千ha	81千ha	81千ha	105千ha	
	経済林	61千ha	61千ha	62千ha	38千ha	
	その他	15千ha	15千ha	15千ha	15千ha	
	計	157千ha	157千ha	158千ha	158千ha	
重点計画事項	公益的機能の拡充と健全な森林生態系の維持	地域の特性を踏まえた多様な森林整備	公益機能の維持増進 ・水を育み県土を守る森林づくり ・多様な森林利用の推進 ・地球温暖化防止対策の推進	公益的機能の維持増進 ・県民生活を守る森づくり ・県民福祉の向上に寄与する県有林の有効活用		
	水源地域保全整備の推進	持続可能な森林経営のための取り組みの推進				
	「人と自然が共生する県有林」の整備	開かれた県有林経営の推進	自然環境の保全 ・自然環境の保全に配慮した施業 ・多様な生態系の保全 ・被害森林の再生	持続的・効率的な林業経営の確立 ・林業・木材産業の活性化		
	複層林、育成天然林施業及び広葉樹造林の推進	森林整備を担う林業の活性化				
	林道整備の推進	技術革新を踏まえた管理経営				
	間伐の推進		経営の効率化 ・効率的な林業経営の確立 ・需要者ニーズに対応した木材供給 ・間伐材の有効利用	自然環境の保全 ・人と自然が共生できる森林整備 ・自然景観の向上		
	試験林、実験林、学術参考林の追加指定					
	保健休養地帯の見直し					

計画期間		第3次管理計画 (H28.4.1～R8.3.31)	第4次管理計画 (R3.4.1～R13.3.31)	
基本方針		国際基準に基づく森林管理の推進 ～県有林が有する多様な森林の機能を充実強化する森林づくりの推進～	国際基準に基づく森林管理の推進 ～県有林が有する多様な機能の強化・利活用～	
		森林資源の多面的利活用の推進 ～「材」・「エネルギー」・「場」をキーワードとした県有林の多面的利用の推進～	林業成長産業化の実現への寄与 ～効率的な施業による充実した森林資源の持続的な利用の推進～	
計画指定量	伐採指定量	750千m ³ (内間伐250千m ³)	960千m ³ (内間伐205千m ³)	
	更新指定量 (一般林)	新植	821ha	1,169ha
		改植	10ha	7ha
		複層林	52ha	41ha
		その他	98ha	573ha
計	981ha	1,790ha		
地帯区分	公益林	105千ha	109千ha	
	経済林	38千ha	34千ha	
	その他	15千ha	15千ha	
	計	158千ha	158千ha	
重点計画事項		国際基準に基づく森林管理の推進 ・環境・社会・経済が調和した持続可能な森林管理 ・水を育む森づくり ・富士山世界遺産等における森林景観への配慮 ・シカ被害対策の推進	国際基準に基づく森林管理の推進 ・水土保全機能の強化 ・保健休養機能の利活用促進 ・県産FSC認証材のブランド化	
		森林資源の多面的利活用の推進 ・2020東京大会を契機としたFSC認証材の販売促進 ・造林・搬出作業の低コスト化 ・森林空間を活用した都市住民との交流や機会の創出	林業の成長産業化への寄与 ・充実した森林資源の有効活用 ・効率的な森林施業の推進 ・広葉樹資源の利活用を推進	